

●香川県告示第424号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年9月1日から同月15日まで唐櫃漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年9月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡土庄町豊島唐櫃2540番地 山口 清秀

小豆郡土庄町豊島唐櫃801番地 高橋 秀彦

小豆郡土庄町豊島唐櫃2654番地3 大西 孝

2 加入区の名称

唐櫃加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

唐櫃漁業協同組合